

令和7年4月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社ノバックス

従業員が仕事と子育てを両立することができ、従業員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

**目標1** 出産・育児にかかわる公的制度・社内制度に対する周知を図る。

<対策>

令和7年4月～

- ・育児休業法や各種給付金等、社会保険料免除制度等、諸制度の調査を行い、現行の制度に関する情報および関連規程を整理する。
- ・出産・育児にかかわる諸制度について、従業員へ周知および情報提供を行う。

**目標2** 妊娠中や産前産後および育児休業復帰後の従業員のための相談窓口を設置する。

<対策>

令和7年4月～

- ・相談窓口の設置の検討、担当者の選定を行う。
- ・相談窓口を設置し、従業員へ周知を行う。